

出席停止のお知らせ

お子さんは、学校保健安全法に定められた感染症（新型コロナウイルス感染症）及び文部科学省の通知に従い出席停止となります。

ご家庭においては、自宅で休養されるとともに、場合によっては医師や保健所等と相談の上、適切な処置をとられますようお願いいたします。また、出席停止期間後に登校する際は、下の「出席停止報告書」に必要事項を記入の上、学校へ提出してください。

(切り取らないでください)

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止報告書

下記の通り、報告します。

1 年 組 生徒氏名 _____

2 出席停止の取り扱いとなる事由 *あてはまるものに○をつけて記入してください

- () 新型コロナウイルス感染症と診断を受けた (診断日 月 日)
- () 濃厚接触者に特定された
 - ・PCR検査を受けた (検査日 月 日)
 - ・PCR検査未実施
- () 症状があった (症状が出始めた時期 月 日)
 - ・発熱 (体温 °C)
 - ・咳
 - ・強いだるさ、倦怠感
 - ・息苦しさ、呼吸困難感
 - ・その他の症状 ()
- () その他 ()

2 医療機関等への相談や受診の有無について *あてはまるものに○をつけて記入してください

- () 相談・受診した (相談・受診日 月 日)
 - ・帰国者・接触者相談センター (保健所)
 - ・医療機関等 (医療機関名:)
- () 相談や受診はしていない

3 出席停止期間 月 日 () ~ 月 日 ()

*相談先や受診先で指示を受けた場合は、その内容を記入してください

令和 年 月 日 保護者氏名 印

学校長 様

県立五泉高等学校

年 組

生徒氏名

療養解除届 (インフルエンザ用)

上記の者は、インフルエンザにより療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過しましたので本届を提出します。

発 症 日： 月 日 ()

解熱した日： 月 日 ()

登校開始日： 月 日 ()

【出席停止期間 月 日 () ～ 月 日 ()】

令和 年 月 日

保護者氏名

印

保護者の方へ

- ・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで】

この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

<例>

12/7から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	
発症						
		0日目	1日目	2日目		
		解熱				

12/8から登校可能

12/1	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
発症							
				0日目	1日目	2日目	
				解熱			

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

保護者様

新潟県立五泉高等学校長

出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第19条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。
 なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出席停止のめやす
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	2 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	3 麻疹	熱が下がって3日を経過するまで
	4 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	5 風疹	発疹が消えるまで
	6 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	7 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって2日を経過するまで
	8 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	9 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	10 流行性角結膜炎 11 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者又は生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

登校許可証明書

年 組 氏名

診断名 []	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初診日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
令和 年 月 日	医療機関名

<参考> 学校において予防すべき感染症の分類

	出席停止の期間の基準	感 染 症 名
第1種	治癒するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ 痘そう ○ ペスト ○ ラッサ熱 ○ ジフテリア ○ 鳥インフルエンザ（H5N1） ○ 新型インフルエンザ ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 南米出血熱 ○ マールブルグ病 ○ 急性灰白髄炎（ポリオ） ○ 重症急性呼吸器症候群（SARS）
第2種	表面参照	<ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ（H5N1を除く） ○ 麻疹（はしか） ○ 風疹（三日ばしか） ○ 咽頭結膜熱（プール熱） ○ 百日咳 ○ 流行性耳下腺炎（おたふく風邪） ○ 水痘（みずぼうそう） ○ 結核
第3種	症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで	<ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 腸管出血性大腸菌感染症（O157） ○ パラチフス ○ 急性出血性結膜炎（アポロ病） ○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 溶連菌感染症 ・ 手足口病 ・ ウイルス性肝炎 ・ ヘルパンギーナ ・ マイコプラズマ肺炎 ・ 流行性嘔吐下痢症（感染性胃腸炎） ○ 細菌性赤痢 ○ 腸チフス ○ 流行性角結膜炎（はやり目） <p style="text-align: right;">等</p>

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より

※ 「出席停止について」の文書を印刷し、主治医から登校許可証明書を記入してもらってから、登校してください。